

上下水道局建設工事等に係る少額随意契約審査委員会要綱

(設置)

第1条 上下水道局に属する組織が発注する建設工事等（工事に係る設計、測量等の委託業務を含む。以下「工事等」という。）に係る少額随意契約に関する事務の適正な執行を図るため、上下水道局少額随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「少額随意契約」とは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号の規定による随意契約をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、工事等に係る少額随意契約における次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 随意契約として発注する理由の妥当性に関すること。
- (2) 随意契約の見積人の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、適正な随意契約に関する事務の執行を確保するために必要なこと。

(組織、名称等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）で組織する。

2 委員長は総務部長の職にある者を、副委員長は理財・会計課長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員等の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、出席委員等は、工事等の施行を担当する課（これに準ずる組織を含む。）の長（以下「担当課長」という。）に自ら該当する事案については、その議事に参与することができない。

(会議の特例)

第7条 委員長は、委員会を招集する暇がない場合又は議案が軽易である場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員会に付議すべき事案を記載した書面を委員等に回付し、その賛否を問うことにより、委員会の会議に代えることができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、審査等のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(付議手続等)

第9条 担当課長は、少額随意契約に当たるとして随意契約により工事等を請け負わせようとするときは、別に定める様式に必要な資料を添付して、これらを委員長に提出しなければならない。

い。ただし、建築工事積算基準、土木工事積算基準等に基づき発注する予定価格が400,000円を超えないものであって、別に定める業者選定の基準に該当するものについては、契約締結後、委員会において報告し、その承認を得れば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が400,000円を超えるものであって、堺市上下水道局建設工事等における随意契約のガイドライン（平成29年制定）に定める緊急を要するため競争入札に付す時間的余裕が無い場合に該当する少額随意契約については、契約を締結しようとする際、委員長へその旨を連絡し、その承認を得れば足りるものとする。この場合において、担当課長は、契約締結後、委員会において報告しなければならない。

（審査結果の通知）

- 第10条** 委員長は、第7条（対象事案が前条第1項本文の規定に該当する場合に限る。）又は前条第1項若しくは第2項の規定により付議された事案について審査を終えたときは、その結果を担当課長に通知するものとする。

（庶務）

- 第11条** 委員会の庶務は、理財・会計課において行う。

（委任）

- 第12条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月25日から施行し、この要綱による改正後の各要綱の規定は、平成16年11月10日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

技術力強化担当課長

水道建設課長

再整備担当課長

水道保全課長

水運用管理課長

下水道保全課長

下水道建設課長

下水道施設課長

三宝水再生センター課長